令和２年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和２年４月１日から令和２年８月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１０件（１１名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［１］ | ０［２］ | ２［１］ | ２［１］ | 　５［ ５ ］ |
| 支援学校 | １［０］ | １［０］ | １［１］ | ２［２］ | 　５［ ３ ］ |
| 中学校 | ０［０］ | ０［０］ | １［１］ | ０［０］ | 　１［ １ ］ |
| 小学校 | ０［１］ | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | 　０［ ２ ］ |
| 合　計 | ２［２］ | １［２］ | ４［４］ | ４［３］ | １１［１１］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［０］ | １［１］ | ４［３］ | ３［３］ | 　９［ ７ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ０［０］ | ０［１］ | １［０］ | 　１［ １ ］ |
| 公務外非行関係 | １［１］ | ０［１］ | ０［０］ | ０［０］ | 　１［ ２ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［１］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ １ ］ |
| 合　計 | ２［２］ | １［２］ | ４［４］ | ４［３］ | １１［１１］ |

（１）一般服務関係…８件（９名）

①体罰…３件（３名）

ア　府立高等学校　男性教諭（３２歳）『減給１月』

令和元年１０月、指導を行った際、生徒の左側頭部を自身の右平手で１回叩き、さらに、自身の右手に持ったゴムハンマーで１回叩く体罰を行った。

［管理監督責任］

校長・５８歳　訓告

イ　市立中学校　男性教諭（２８歳）『減給４月』

令和元年９月、指導を行った際、教室の鍵を生徒の背中に投げつけ、右平手で生徒の左頬を１回叩き、生徒の足を払って転倒させる体罰を行った。

［管理監督責任］

校長・５６歳　訓告

ウ　府立支援学校　男性教諭（４３歳）『戒告』　［（１）②事案関連］

令和元年１０月、教頭の指示を受け、生徒が保存していた録音記録を削除した。

また、令和２年２月、指導を行った際、自身の両脚で生徒の両脚を挟み、その太腿を自身の右掌で５回程叩く等の体罰を行った。

②生徒への強要等…１件（２名）

・　府立支援学校　男性教頭（５６歳）『減給１月』

　府立支援学校　女性教諭（４０歳）『戒告』

教頭は、令和元年１０月、生徒が校長との会話内容を録音していることを疑った教諭の報告を受け、別の教諭に指示をして、録音記録を削除させた。

教諭は、令和元年１０月、生徒が校長との会話内容を録音していることを疑い、教頭にその対応を求め、教頭及び別の教諭が生徒の録音記録を削除した際、これを制止しなかった。

※校長（５９歳）『減給３月』（令和２年３月に処分済み）

　　③背任及び職務専念義務違反等…１件（１名）

・　府立高等学校　男性総括実習助手（５６歳）『免職』

平成２８年度から３０年度にかけて、延べ１０回、学校に無断で、ＮＰＯ法人に学校施設を無償で使用させ、当該施設で開催された有料講習会の講師を務め、報酬を得た。また、平成２６年度から令和元年度にかけて、虚偽の出張を申請するなどして、延べ１８回職場を離脱し、有料講習会講師に従事し、うち１４回については、謝金等合計１２８，２１８円を得た。さらに、平成２４年度から平成３０年度にかけて、許可を得ずに、有料講習会講師等として、延べ２３１回従事し、合計２５６万５，９８５円の報酬を得た。

［管理監督責任］

校長Ａ・５６歳　訓告

参事（元校長）Ｂ・５６歳　訓告

④介護休暇の不正取得等…１件（１名）

・　府立支援学校　女性教諭（４６歳）『停職６月』

令和元年１１月から令和２年１月にかけて、介護休暇を４４日間不正に取得し、介護休業手当金等を不正に受給するなどし、その結果、１９日５時間４５分欠勤となった。

［管理監督責任］

校長・５５歳　訓告

⑤欠勤…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５７歳）『減給１月』

令和元年６月から令和２年３月までの期間のうち、合計７日間について、正当な理由なく欠勤した。

⑥個人情報の流出…１件（１名）

・　府立高等学校（定時制）　男性教諭（６０歳）『戒告』

令和２年３月、個人情報を含む文書を誤って裁断処理せず、ゴミ袋に入れ廃棄した。その後、ゴミ収集車から、ゴミ袋が路上に落下し、中に入っていた当該文書が散乱し、個人情報が流出した。

［管理監督責任］

准校長・５６歳　厳重注意

（２）公金公物関係…１件（１名）

　　○通勤手当の不正受給…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（５８歳）『戒告』

平成３１年４月から令和元年８月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自転車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…１件（１名）

　　○痴漢…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３０歳）『免職』

令和２年６月、電車内で痴漢行為を行った。加えて、過去にも、痴漢行為を繰り返し行っていた。

３　府教委の取組み

〇　府立学校長・准校長に対しては、年間を通じた取組みとして、教育庁職員による学校訪問の機会を活用し、所属教職員の服務に係る指導の徹底を指示するとともに、令和２年２月に作成した「不祥事防止に向けたワークシート集」の活用状況を確認し、校内研修における積極的な活用を指導している。

〇　市町村教育委員会に対しては、今年度当初の「教職員人事主担者会議」等において、教職員への服務に関する指導と綱紀保持の徹底を依頼するとともに、「ワークシート集」の活用を依頼した。

加えて、小中学校の校長会理事会（小学校は７月、中学校は６月）においても、「ワークシート集」の活用を依頼するとともに、昨年度の処分状況を情報提供し、不祥事防止に向けた取組みを依頼した。

〇　新任の管理職に対しては、令和２年４月から６月にかけて実施した、「府立学校新任校長（教頭）研修」及び「小中学校新任校長（教頭）研修」において、所属教職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った。

　〇　また、毎年の継続した取組みとして、令和２年７月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設け、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとるよう、指導の徹底を指示した。